

第 21 回中川村リニア中央新幹線対策協議会開催



期 日 令和 2 年(2020 年) 6 月 22 日(月) 午後 7 時 00 分～9 時 35 分

場 所 中川村文化センター 小ホール

出席者 委員 16 人(欠席者 3 人)、J R 東海 8 人、長野県 7 人、飯田市 1 人、喬木村 3 人、
村関係者 6 人、マスコミ 4 社

1 開会

事務局 皆さん、こんばんは。

それぞれお忙しいところお集まりをいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから第 21 回中川村リニア中央新幹線対策協議会を開会いたします。初めに資料の確認をさせていただきますので、お願いいたします。

事務局 お疲れさまでございます。それでは資料の確認をさせていただきます。お手元の資料を御確認ください。まず、次第というものが 1 つ。続きまして、「第 21 回 中川村

リニア対策協議会 資料」ということでJR東海さんの作られた資料が1つ。続きまして、「工事カレンダー」ということでA3版の横長のものが1枚。続きまして、資料右上に「20200622 中川村 第21回対策協議会資料」というA3の横長が1つ。続きまして、「主要地方道松川インター大鹿線道路改良工事 位置図」ということでA3の横長のものが1枚。続きまして、A4の縦であります「半の沢盛土計画の概要について」ということで飯田建さんの資料が1部。続きまして、「半の沢盛土計画について」ということで同じく飯田建さんの資料が1部。A4版の両面で1枚であります、「飯田市代替地整備に伴うトンネル発生土の活用について」というものが1枚。

最後になりますが、「高木村伊久間工業団地造成事業について」ということでA4版の資料が1部。以上になります。もしお手元になようなものがございましたら、お手を挙げていただければお持ちいたしますけれども——よろしいでしょうか。ありがとうございます。

2 あいさつ

事務局 それでは、初めに会長であります村長から御挨拶を申し上げます。

会長 皆さん、改めまして、こんばんは。

前回開催をいたしましたのが12月の17日でありますので、この間、半年、開催をしてこなかった、こういうことありますので、若干そのあたりの経過も含めて、ひとつ挨拶を兼ねますけれども、簡単に経過報告をさせていただきます。

まず、先ほど申し上げたとおり、前回は令和元年の12月17日の開催であります。ここでは、南アルプストンネルと伊那山地トンネル工事の現状報告、工事用車両台数等について、そして、長野県駅予定地内の居住者移転先造成地の地盤改良にトンネル発生土を利用し造成を進めたいということで、飯田市からの説明がございました。

もう一つ、発生土運搬に関連した協定書の素案について委員さん方から御意見を頂戴したところであります。今日、これにつきましても後ほど議論をさせていただきたいと思っております。

もう一つ、1月に渡場地区に飯田市の移転候補地の地盤改良に伴う発生土の運搬、地元との協議を行ってきたところがございます。そして、2月の中旬でありますけれども、長野県から半の沢盛土設計と監視、観測そして管理をどうやっていくかという原案が示される予定でありまして、それを受けまして3月末までにリニア対策協議会で十分な説明を受けたいというふうなことで考えてきたところであります。しかしながら、結果として、新型コロナウイルス感染症の防止のために密集を避ける、こういう観点から会議は延期をさせていただいたところがございます。

この間、砂防検討委員会の先生方とは別の角度から盛土の危険性といいますか、地下水位が上がってきたときに大きな地震等があったらこれが崩れるというような危険

性を訴える先生がいらっしゃいますので、この先生から何点か指摘をいただけてきたということでもあります。それは3月11日の日なんですけど、盛土の監視、データの蓄積の後、問題がなければJR東海から長野県に管理を引き継いでいくということの概要説明書につきまして、私どものほうでこの先生に概要説明書をお送りしたわけでもありますけれど、これについて先生から所管、感想をメールで頂いておるところであります。そうこうしておるわけでもありますけれども、いきなり飛びますが、6月の中川村議会定例会の中で半の沢盛土について御質問いただきました。これについては、答弁をさせていただいておるわけでもありますけれども、この要旨は、まず専門家の意見を踏まえて半の沢の盛土の設計と管理の説明を長野県に求めていきたいということを申し上げました。それと、もう一つ、将来にわたって長野県にはこの盛土の一体管理をお願いしていくということで答弁をしてきたところでもあります。

2日後の6月11日でもありますけれども、喬木村さんのほうから、中央新幹線の線下にもう既に操業している企業が2社あるわけでもありますけれども、この移転先に村内に工業団地を造成して地盤改良とかさ上げをしたいと、これに発生土を活用したいという説明を、村まで来ていただいて、これをお聞きしたところでもあります。

同じ日でもありますけれども、実は、この話を受けて、すぐ長野市のほうに行きまして、長野県の田下建設部長さんと長野県の基本的な考え方について、これを確認といえますか、部長さんから説明を受けてまいりました。長野県としましては、半の沢の砂防指定地内の盛土に関しては、基本的には責任を持っていくということで、この間、心配しておるものについてはかなり進展をしたと——かなりっていうか、非常に進展があったと思っております。これにつきましては、次の(4)のほうで協議を行いますけれども、このところで触れられるだけ御報告を申し上げたいと思っております。

そういうことがありまして、今日は、継続となっております発生土運搬に関連をしました協定書案の検討と発生土活用についての現状について、村のほうで考えていること、地元からの要望、こういったものについて報告を行ってまいります。ただし、この件につきましてはリニア対策協議会の会員さんのみとさせていただきたいと。そうしないと、まだ確定して決まったわけではございませんので、独り歩きをするのもあれですので、そのように進めていきたいと思っております。

ちょっと前置きが長くなりましたけれども、今日は、議題が山のようにあるといえますか、非常にたくさんありますし、重要な半の沢の盛土の計画と後の管理についても説明があります。そういうことですから、しっかり議論をしていただいて次につなげてまいりたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

3 委員委嘱

事務局 それでは、ここで新たに委員となられた方々に委嘱状を交付させていただきます。会議次第の2ページに委員名簿が、3ページに同協議会の設置要綱がございますの

で、御覧ください。

当協議会は、中川村におけるリニア中央新幹線整備事業に係る課題について協議し、国及び長野県等の関係機関と連携を図りながら事業主体である東海道旅客鉄道株式会社等に対して適切な対応を求めるために設置をするものでありまして、任務としまして環境保全、住民生活、産業経済活動に関すること、その他を協議することとしております。メンバーは、関係する自治組織を代表する方、村議会の議員、識見を有する方、その他ということになっておりまして、前回の協議会以降、関係する自治組織を代表する皆さんが名簿のとおり変更となっております。

〔代表委員へ委嘱状交付〕

4 協議事項

(1) 大鹿村におけるトンネル掘削及び関連工事の進捗状況について

会長 それでは、協議に入ります。先ほど申しましたとおり、協議事項がたくさんにわたっておりますので、説明をいただく方については、分かりやすく、要点を絞ってということで、非常に難しいかと思いますが、どうかよろしくお願いいたします。

では、次第に沿って進めてまいります。最初に、協議事項の(1)大鹿村におけるトンネル掘削及び関連工事の進捗状況についてを議題といたします。JR東海さん、説明をお願いいたします。

JR 東海 どうも、皆さん、こんばんは。本日も貴重なお時間を頂きまして、御説明の機会を頂きまして、誠にありがとうございます。

また、日頃は、リニア中央新幹線事業に当たりまして皆様の御指導、御支援を賜りまして、誠にありがとうございます。新型コロナで非常にいろんなことが起きている状況ではございますが、まだまだ予断の許さない状況ではございますが、現在、しっかりと感染防止対策を行いながら、工事は着実に進めさせていただいているという状況でございます。

本日も、中川村の地区の代表の方、それから各種団体の代表の方にお集まりいただいているところで御説明をさせていただくという、こういう機会ですが、非常に大切な機会でありまして、我々にとっても非常にありがたい機会でございます。こういった機会を使いまして皆様の御意見をお伺いしながら、コミュニケーションを図って、いろいろと協議等を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、引き続き、どうぞよろしくをお願いいたします。それでは、リニアの進捗状況につきまして担当のほうから御説明をさせていただきます。

JR 東海 私のほうからスライドで御説明をさせていただきます。資料のほうですけども、

先ほど冒頭ございましたが、A4の縦でまとめてあります「第21回 中川村リニア対策協議会 資料」というパワーポイントでございます。併せまして、A3の「渡場交差点における環境測定結果」という資料も同一で一緒に見ていただければと思います。申し訳ありませんが、着座にて御説明をさせていただきます。

まず、大鹿村の工事の状況ということで、まず1つ目に南アルプストンネル長野工区の工事についてということで、4ページ目から御説明をさせていただきます。

こちら、大鹿村の工事進捗状況ということでいつも見ていただいている資料でございますが、4か所の非常口の掘削と本坑、先進坑の掘削を今行っているところでございます。具体的にそれぞれの箇所について御説明をいたします。

5ページ目でございます。小渋非常口方面の状況ということで、小渋川非常口につきましては、先進坑、小渋川斜坑—釜沢斜坑間の延長約1,600メートルのうち約3割の掘削が完了しております。下側の写真につきましては、小渋川先進坑の施工状況ということでお写真を付けさせていただきます。

また、5月から飯田市さんの事業で発生土を活用していただいておりますが、そちらにつきましては、小渋川非常口及び、仮置場と我々は呼んでおりますが、小渋川変電所の予定地に置いてあります発生土を活用していただいております。

資料6ページ目です。除山・釜沢非常口方面の状況ということで、除山非常口につきましては、斜坑延長が約1,870メートルの約7割の掘削が完了しております。

釜沢非常口につきましては、斜坑延長約350メートルのうちの約2割の掘削が完了しているということで、釜沢非常口につきましては、前回御報告まで掘削を行っておりませんでした。3月より掘削を開始している状況でございます。併せて、発生土につきましては、こちらのほうは周辺にある仮置場へ運搬を行っております。下側には、それぞれ除山の非常口、釜沢の非常口の施工状況の写真を添付しております。

続きまして、伊那山地トンネル青木川工区の工事についてということでございますが、青木川非常口方面の状況ということで、資料8ページ目になります。こちらですけれども、現在、土砂ピット部とっておりますが、掘削した土を仮置きする場所になります。図面の真ん中ほどに「土砂ピット」というふうに書いておりますが、こちらの防音ハウスといったトンネル仮設備の設置作業を現在行っているところでございます。これらトンネル仮設備の設置が完了し、準備が整い次第、非常口斜坑トンネルの掘削作業を開始する予定としております。

右下に写真をつけておりますが、茶色の建物が見えるかと思っております。それらの設備関係の工事を今行っておりますので、そちらが完了し、準備が整い次第、トンネルの掘削を行っていくということです。こちらの青木川非常口からの掘削した発生土でございますが、当面の間は、大鹿村の深ヶ沢地籍にあります発生土置場、発生土置場青木川と呼んでおりますが、そちらに運搬を行う予定でございます。

続きまして、松川インター大鹿線の工事用車両台数について御説明をさせていただ

きます。ページ番号 10 ページでございます。インター線の渡場交差点でカウントしている台数でございます。表の左側がJRの工事に伴う車両ということで、主にそちらについて御説明をさせていただきます。3月から6月までのJR工事に伴う車両ということで、月別、日平均の往復の台数ということで、約30台弱の車両を通行させていただいているという状況でございます。7月から9月の予定でございますが、こちらについても50往復、月別、日平均ということで50台程度の車両を通らせていただきたいと思いますというふうに考えております。また、飯田市さんが行っております車両でございますが、5月の11日から運搬を行っております。5月の実績は60台、6月の途中まで、現時点までの実績でございますが、往復で110台ほどということで、後ほど御説明あるかもしれませんが、7月から9月の予定ということで200台ということで記載をさせていただいております。

続きまして、渡場地区の環境測定についてということで、資料12ページ目以降に環境測定の結果を並べております。A4の資料ですと少し見にくいと思いますので、A3の「渡場交差点における環境測定結果(3~5月)」という資料を併せてみていただければと思います。測定しておりますのは、渡場の交差点の部分になります。こちらで、大気質ということで窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の濃度、騒音、振動ということで、2年ほど前の2018年11月から通年測定を行っております。昨年、2019年の10月25日に常時表示を行うモニターを今設置しております。3月から5月の実績でございますが、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに基準を下回る、環境基準を下回るデータとなっております。騒音と振動につきましてですが、騒音に関しては比較的高い値を示しておりますが、こちら3月から5月の実績ということで、見ていただければ分かる通り、飯田市さんの運搬が始まって以降も、値としてはそれほどほかの月と変わらない昼間のデータということになっております。振動についても同様でございます。

一応、その他ということで、資料16ページ目に、それぞれのJRと鹿島JV、飛鳥JVの施工業者の連絡先を記載しております。あと、併せまして工事カレンダーということで、もう一枚、A3の工事カレンダー、カラフルな資料でございますが、こちらのほうをつけております。こちらのほうも、6月から9月の予定ということで、御覧、御確認いただければと思います。JRから説明する事項については以上になります。

会長 ありがとうございます。それでは1つずつ、それでは、今JR東海さんから説明がございましたので、質問を中心になりますが、お願いをしたいと思います。

委員 今、説明の中で青木川非常口のレイアウトですかね、工事の関係の、そこでは発生土の重金属をチェックするための土砂ピット、またストックヤード要対策土を置くと

ころが明示されておるんですが、ほかのところの工区、例えば小洪川非常口、釜沢、除山ですとか、この関係の坑口のほうにそういった対策はしておられるかどうか、そこから辺の確認をしたいんですが。

JR 東海 御質問ありがとうございます。御質問のありました青木川非常口以外の3つの非常口でございますけれども、まず、それぞれの非常口に重金属の判定のピットを同じように設けております。

次に仮置場でございますけれども、釜沢の地区にあります釜沢非常口と除山非常口には、ヤードのすぐ横に専用の仮置場を設けております。また、同様に小洪川非常口についても、この隣の変電所の用地の一部にそういう場所を設けております。以上です。

会長 よろしいでしょうか。今の関連したことで、ちょっとよろしいです？

実際、よく分かりませんが、ある程度の値を示しているようなズリ、発生土は出ておるんですか、今。

JR 東海 基準値を超過したものは、まだ出ておりません。一方、基準値に近いところまで行ったのは、ごく僅かではありますけれども出ております。ただ、全体としては十分に低い値でございます。

会長 関連して何か御質問ありますか。——よろしいかな。それでは、後でこれ言い忘れたつていうこともあるかもしれませんが、後ほど全体を通じてまたお出しをいただく機会を取りたいと思います。

(2) 渡場地区における環境測定について

会長 それでは、続きまして渡場地区における環境測定につきましてJR東海さんからの説明を受けましたけど、担当、村のほうから報告をさせていただきます。

幹事 よろしく願いいたします。資料ですけれども、次第の4ページにありますけれども、令和2年度長野県大気測定計画についてを御覧ください。リニア建設工事に伴う残土運搬前後の大気環境の状況の把握と比較等を行うために、県の大気測定計画に組み込む形で村でも平成27年度から大気環境測定を行っています。そして、今年度も、今週の木曜日、6月25日から7月27日の月曜日の1カ月間、昨年と同様、大気環境測定車「あおぞらⅣ号」ですけれども、こちらによる大気環境測定を実施いたします。場所は、平成30年度31年度と同じ場所の渡場交差点付近の向井屋さん隣の空き地に測定車を設置し、行います。検査項目といたしましては、そちらに書かれていますと

おり二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化窒素、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント、メタン、非メタン炭化水素、微小粒子状物質、あと風向に風速、気温、湿度、日射量となります。

今回の測定結果については、今までと同じように測定結果が出た直近のリニア対策協議会のほうでまた報告をしていきたいと思っておりますので、お願いいたします。以上、説明とさせていただきます。

会長 これは毎年やっておるところでありますけれども、データが出ましたら、また次回の協議会で報告をさせていただきたいと思えます。

(3) 松川インター大鹿線道路改良工事の進捗状況について

会長 それでは、続きまして松川インター大鹿線の道路改良工事の進捗状況について飯田建設事務所さんのほうから報告と説明をお願いいたします。

長野県 皆さん、こんばんは。よろしく申し上げます。それでは、私のほうから松川インター大鹿線の今の改良工事の状況について説明をさせていただきます。すみません。着座にて説明をさせていただきます。

まず、松川インター大鹿線につきましては、リニアトンネルの発生土の運搬路ということで、運搬に当たりまして2本のトンネルと計5区間の拡幅工事が必要として、これまで工事のほうが進められているところでございます。このうち、トンネル2本、東山・西下トンネルについては既に供用を開始しております。それと、そのほかに係る分についても、東山トンネルと同日に供用開始しているところでございます。現在、残りの区間1～4についての拡幅工事のほうも工事に着手しているところでございます。実際の施工業者については、記載のとおりでございます。また、この拡幅工事に当たりまして、当然、片側規制とかかかりますので、工事期間中の一般車両への影響を幾分最小限にするということで、小渋川の河川内道路を活用いたしまして迂回路を河川内道路のほうに造ってございます。方向としまして、大鹿村から松川方面に向かう車両については川のほうに下っていただいて河川内道路を利用してもらおうと。これにつきましては、今年の5月11日から供用のほうを開始したところでございます。現在、利用時間といたしましては、朝の7時から夕方5時までということで利用をしているところでございます。なお、これにつきましては、最近かなり日も長くなってきておりますし、できるだけずっと長く使いたいという御要望も頂いているところでございますので、7月1日から、今5時まで、夕方5時までとしている部分につきましては、夜の7時まで2時間延長することとしております。一応そんな形で河川内道路のほうを利用させていただいているところでございます。あと、それ以外に、長丸の表示になりますけれども、防災工事でございます。これにつきましては、平成30年の国の緊急

対策を活用いたしまして、平成30年度から防災工事を実施しているところがございます。青の長丸につきましては既に完了している箇所でございます。それと、緑色と黄色の丸については今年度実施する予定の箇所でございます。特に、緑の表示の箇所につきましては、今年の3月12日に既設の吹きつけが崩れ落ちるといふ災害が発生しておりますので、現在これについては設計のほうを進めているところございまして、今後の工事につきましては、この箇所を優先的に着手することといたしまして、夏頃には着手をしたいなというふうに考えております。あと、残りの黄色い長丸につきましても順次工事のほうに着手していければというふうに考えております。松川インター大鹿線の工事の状況については以上でございます。

続きまして、ちょっと工事とは関係ないんですけども、すみません、実は、図面でいきますと、四徳大橋の箇所でございますが、ここにブッポウソウの里の会ですとか野鳥の会の皆さんの御意見をお聞きしながら、今回、四徳大橋の欄干部にそれぞれ4か所ずつ、計8か所、里の会さんの巣箱をお借りしまして、4月の21日に試験的に巣箱を設置いたしました。その結果、上流の東側の巣箱で営巣が確認をされたところでございます。実際には6月4日に確認をしております。引き続きこれらの観測は継続させていただければと思っておりますし、工事に当たりましては自然環境に配慮しながら進めてまいりたいというふうに考えております。無事に巣立ってくれることを願っているところでございます。報告については以上でございます。よろしく願います。

会長 ありがとうございます。もう既に御存じかと思っておりますけれども、河川内道路といえますか、これを整備いたしまして、一方通行でありますけれども、これを使って、現在、発生土を飯田市のほうに搬出をしております。何か、詳しい説明をもう少しとすることで何か御質問ありますでしょうか。お出しをいただければと思います。

特にないのかなあという気もしておりますけど、ついでにちょっと申し上げておきますけど、今、モニターに出ている巣箱の設置ですけど、実は令和2年度の愛鳥保護週間に今なっておるところでありますけれども、日本野鳥保護連盟のほうからブッポウソウの里の会が長年の繁殖活動、これの表彰を受けておりますので、私のほうから、過日、伝達をさせていただきました。この場をお借りして報告をさせていただきます。

それでは、言い忘れたら、先ほどと同じようにまた次へ進みたいと思っておりますので、またそのときにお出しをいただければと思います。

(4) 大規模な土地形質変更に伴う技術検討委員会の経過等について

会長 それでは、(4)の大規模な土地形質変更に伴う技術検討委員会の経過等につきまして飯田建設事務所から説明をいただきますが、その前に、先ほど、私、冒頭の御挨拶の中で、6月11日に長野県の建設部長さんに呼ばれまして、そこでお話をさせていた

だいたわけてございます。その大きな内容についてお話をざくっとではありますませんがさせていただきますと思います。

前々から、これを道路の一部として盛土をしていくということであるならば、村としては、長野県がずっと未来永劫といいますか、管理をしてもらいたい、そういうことを申し上げてきました。そのことの確約ができないと、このことについては、前に、埋め土をしたり、そういったことはやめていただきたいということを議会も通じて申し上げてきておりますけれども、こういうことであります。まず、盛土、それから、これから説明をいただきますが、盛土の一番最上位部、半の沢の砂防溪流があります。最上流のところには砂防堰堤を設けます。これも後で説明がありますけれども。この中に鋼製スリット型砂防堰堤といいますか、これと、その下に帯工というやつで少し絞ってきて、その下を開水路でずっと、表流水っていうか、砂防の水が出たところを、これを流していくと、こういう設計になっておりますので、これもまた説明をいただきますが、これにつきましては、松川インター大鹿線の管理をしておるのは長野県飯田建設事務所であります。県道の敷地として、この砂防施設についても全体を県が管理するということを建設部長さんのほうから説明がありました。堰堤と開水路については、従来は、これは砂防溪流でありますけれども、村が一応管理をするということになっておったわけでありまして、これについては県の、先ほど申し上げたとおり道路の一部として全体を管理するというでありますので、協定の文書、管理協定の文書を交わしていく、そして県がずっと管理していく、そういう用意もありますということで部長さんのほうからお答えをいただいております。ということをも申し上げて、それから飯田建設事務所さんの説明に入りたいと思います。よろしく願います。

長野県 ありがとうございます。引き続きまして半の沢の盛土計画について御説明をさせていただきます。また着座にて説明をさせていただきます。

まず、これまでの経過について御説明をさせていただきます。半の沢の盛土計画につきましては、前回も説明をさせていただきましたが、砂防フロンティアという団体のほうに設計の照査をお願いしまして、さらに、照査に当たりましては、学識者から成る検討委員会を設置いたしまして、委員の皆さんから意見を頂きながら設計の修正等を進めてまいったところでございます。この技術検討委員会につきましては、昨年の4月12日に計画案を了承ということで、審議はほぼ終了しているところでございます。また、その審議を踏まえて、そのまま砂防フロンティアのほうで設計の照査のほうを行っていただきまして、その照査報告書を昨年の12月26日に県が受理しております。さらに、その後、この照査結果を踏まえた県の報告書を今年の2月21日に中川村のほうへ提出させていただいたところでございます。この報告書の内容につきましては、冒頭、村長さんのほうから御説明ありましたが、中川村リニア対策協議会です

とか渡場住民説明会等の場で説明を行うということにしておりましたが、コロナ感染症の関係でこれが延期されたということで、委員の皆様には、すみません、お配りした資料の日付が5月18日というふうに表示されている資料でございますが、この資料につきましては委員の皆様には5月20日に事前に配付させていただいたところがございます。なお、今日は、本日は、事前に配付された資料を御覧いただければ分かるかと思うんですけれども、かなり専門的な表現が多いということで、委員の皆さんにちょっと分かりづらい点があろうかと思しますので、本日は、もう一枚の資料のほうでポイントを絞った説明を資料によりさせていただければというふうに思います。

それでは、スクリーンとお配りした資料を見ながら聞いていただければと思います。まず初めに、この盛土計画は、主要地方道松川インター大鹿線の半の沢地籍においてリニアのトンネルの発生土を活用しまして盛土を行いまして、その上に新たな道路を築造するというものでございます。次のページでございます。半の沢の盛土計画の位置でございます。図面中央の丸の位置がその位置になります。現在は、半の沢橋が半の沢を渡っているという状況でございます。具体的にいいますと、先ほどこちとちらっと説明をさせていただきましたが、拡幅工事の迂回路として河川内道路を今供用していますが、その河川内道路の入り口の部分が今回の盛土の箇所でございます。

次のページをお願いします。今日、御説明しますポイントについて最初に触れておきたいなと思います。まず1番としまして盛土の形状、どんなものなのかという話です。2番目としまして盛土を不安定にする水の処理、どうやってやるのかという話です。3番目としまして地震に備えて。4番目、半の沢からの土石流に備えて、どんな対策をするかということです。あと、冒頭からちょっとお話出ている5番目としまして盛土の管理を今後どうしていくのかということについて説明をさせていただければと思います。

まず、盛土の形状についてでございます。次のページでございます。盛土の高さは最大で戻りの下端から、下の端から県道面まで約40メートルでございます。この40メートルというのが、県庁がちょうど10階建てで46メートルですので、ほぼ県庁と同じ高さというふうに思っただけであればよろしいかと思えます。続きまして盛土の勾配につきましては、1対2です。これにつきましては、天竜川の堤防ですとか護岸と同じ勾配になります。イメージとしましては、下に小段部の拡大図がございますが、図のように水平方向に10メートル行って進行方向に5メートル上がるという勾配で道路を築造するものでございます。さらに、盛土の下の部分は、盛土をより安定させるためにセメントを混ぜた固い土を用いております。盛土の形状については以上でございます。

続きまして、②番、盛土を不安定にする水の処理についてでございます。まず、雨水等が盛土内にたまりますと盛土が不安定になります。それによって崩壊する可能性がなるために、盛土内に水をためない、浸透させないということが重要になります。

その対策として、まず1つの対策として、雨水が盛土にしみ込むことを防ぐために盛土の表面に開水路を設けます。右側にその断面図がございますが、その大きさは、現在、若干水路形状になっているところもございますが、現在の半の沢の約10倍の面積を持っております。右側の図が開水路、ブロック積み水路の断面でございます。下の写真が、ちょうど黄色い着色をしてある線の部分がございますが、盛土を下っていく水路でございますが、ここの3面張り水路のイメージとなります。次に、地下に浸透した水が小渋川へ素早く抜けて盛土にたまることを防ぐために、盛土の中に山から出る水を流す地下水の排水管を通します。下の図面のとおり、地下水を取り込みやすいように地下水排水管を樹木の幹と枝のように配置しているものでございます。右の横断面図、イメージ図になりますが、現在の地盤とセメントを混ぜた固い土との間、さらにセメントと混ぜた固い土と普通の盛土との間にそれぞれ地下排水管を設置します。さらに、下の写真のとおり、穴の開いた構造の管としまして、管の周りに砕石を設置して、より排水をしやすくするものでございます。次に、先ほど言ったとおり地下水の水が浸透すると盛土自体が弱くなるということで、できるだけ地下水が高くない、地下水の高さが高くないようにするために井戸を掘る計画としております。平面図のとおり、盛土内に集水の井戸を5か所設置いたしまして、地下水が上がってくることを防ぐために、さらにその井戸から横排水管と呼ばれる管を設置いたしまして、井戸の中に集水するというものでございます。井戸のイメージですとか横排水管のイメージは、下の写真のとおりでございます。

次のページ、お願いします。次、地震に備えてでございます。半の沢の盛土につきましては、震度7相当の地震が起きても崩れない設計で実施をしています。ただし、想定を超える地震ですとか地下水が上昇した場合には、下流域の小渋川へ、そういった場合もございますので、仮に想定される地震や地下水が上昇して盛土自体が崩れた場合、川にどんな影響があるかということも検討しております。検討した結果、川の水が流れる面積に対して茶色い部分が黄色い部分より前面に流れ出た場合、どんな形で川を阻害するかということですが、土砂が堆積する割合は、計算上ですけれども1.1%という計算結果になりました。この1.1%という数字ですけれども、現在、当所で松川町に宮ヶ瀬橋という新しい橋を架けておりますが、その橋脚の川への影響、一般に河川阻害率といいますけれども、それが3.6%ですので、実際、通常の橋、川に架けられている橋の阻害率よりも小さいものでございます。ですので、それよりも影響は少ないというふうに考えておまして、御指摘のあります天然ダムの形成の可能性は低いのではないかと考えております。

次のページを御覧ください。これは参考となりますけれども、平成23年3月に発生しました東日本大震災による被災状況の写真でございます。このときの宮城県北部における最大震度が7ということで記録されております。こういったときにこういった事態が起きるかということ、橋が落橋したり、大規模な土砂崩落が起きるかということ

ございます。先ほど御説明したとおり、半の沢の盛土は震度7相当の地震に耐え得る設計で行っております。

次に、半の沢上流からの土石流に備えてということでございます。半の沢上流から土石流を防ぐために流木を止める構造の堰堤を新設することとしております。平面図の上部の丸で囲んでいる位置になります。堰堤のイメージ写真は、右に記載のとおりでございます。右の上がイメージ図で、下の写真は堰堤が流木と土砂を受け止めている写真となっております。

最後に、5番、盛土の管理についてでございます。盛土の管理につきましては、長野県とJR東海が役割分担を決めて管理していくこととしております。管理内容としては、盛土の日常点検と地下水の観測、さらに盛土の安定に影響する地下水の変化についての観測を行い、そのデータはJR東海、長野県、中川村で情報共有を図っていきたいというふうに考えております。さらに、一定期間の観測の結果を見まして、設計条件を満たしているかどうかなどについて検討委員会による技術的検証を行うこととしております。1回目の検証時期につきましては、これは技術検討委員会の中の委員からも御指摘がありまして、道路供用開始後、まず10年をめどに1回検証をしたらどうかという御指摘をいただいておりますので、まずは10年、供用開始後10年たった後に、観測結果ですとか、それらのデータの検証を1度したいと考えております。その後、長期的な盛土の安定性が確認できれば、長野県がJR東海から施設として堰堤、開水路を含めて将来にわたって長野県が管理してまいります。確認できない場合は、引き続きJR東海さんのほうで管理していただくということになっております。したがって、10年たった時点で管理を引き継ぐというものではなくて、各種の気象データですとか観測データにより、しっかり検証した上で設計条件が満たされたと判断された場合には、JR東海さんから長野県が引き継ぐというものでございます。ちょっとこの辺、分かりにくいかなあとと思ひまして、ちょっと分かりやすい例えを御説明させていただければと思ひます。まず、皆さんに一般の住宅を購入するときを想定していただければと思ひます。通常、住宅メーカーが家を建てた場合、10年もしくは20年のメーカー保証っていうのがつくかと思ひます。その年数が経過した以降については、例えば、その後、住宅に支障が出た場合については、当然、施主の責任で補修することになります。これと同じ考え方でして、今回の場合は、例えば、住宅メーカーがJR東海さん、施主が長野県ということになり、当然、盛土の上部を道路として使っているわけですので、いつかは施主である長野県の責任で盛土、水路、堰堤を含めて管理することということになります。今回の半の沢の場合は、このメーカー保証期間っていうのが10年20年というわけではなくて、学識者による検討委員会にしっかり検証していただいて設計条件が満たされた場合に通るということですので、それまでの間がいわゆる住宅メーカーという保証期間というふうに考えております。ちょっと例えますとそんなイメージかと思ひます。簡単ですけど、説明

については以上でございます。よろしく申し上げます。

会長 ありがとうございます。盛土計画の概要につきましては、もう一冊、今、細かく説明をしたものは、こちらのものの概要版でありますので、そういうふうに御理解をいただいた上で、御質問あるかと思しますので、お出しをいただければと思います。

委員 ちょっと村長に確かめたいんだけど、一番最初の話の中で、県が開水路についても道路の一部として管理するっていう話をしたんだけど、通常で考えれば、半の沢に流れる水の管理だもんで村が責任を持たなきゃならんと思うんだよね。それが例えば開水路を通ったとしても、半の沢の水の管理だもんで、通常で考えればそう思うんだけど、その確約を取ったっていうことでいいんですか。

会長 いいと思います。——いいと思いますっていうか、文書で確約は、まだしておりません。といいますのは——それ、私が言うより、そうですね、具体的な説明を聞いたほうがいいのかと思いますんで、申し上げます。

長野県 すいません。委員御指摘のとおり、通常、流水の管理は、青線だったり用悪水路だったり普通河川だったりするんですけど、それは基本的に市町村の管理になります。ただ、ちょっと図でもあれば分かるかと思うんですけど、砂防施設なんかで、例えば普通河川で砂防施設を入れるっていったときには、施設は施設を造った県のほうで責任を持ってしますので、それと同じ扱いで、先ほど村長のほうから話ありましたとおり、当然、協定ですとか、そういったものでしっかり役割分担を明確にさせた上で、県が責任を持って施設については管理すると、また、流水があふれたからといって中川村さんのほうに責任が及ぶということではなくて、道路施設の一部として県が責任を持って管理していくというものでございます。

委員 いいです？そういうことだったら、協定が結ばれたらね、この一番最後の盛土の管理っちゅうところにもあるんだけど、そういうところに「道路施設として将来にわたって管理を行ってまいります。」っていうふうに書いてあるもんで、そういうところに括弧書きで、例えば開水路だとか、そういうところも明記しておいてもらったほうが、協定が結ばれたら、いいと思いますので、そういうことだけはお願しておきたいと思います。

会長 一体で管理をしてくださいということと、私どもでは、技術的な理由、なかなか持ち合わせもないし、お金もありませんので、県に、今言われたような形で具体的な施設の名前を入れて、それで双方が合意の上で協定を結んでいきたい、こういうふうに

考えております。関連したことでいいですし、何かありますか。皆さん……

委員 お伺いしたいんですが、資料7ページの集水井戸イメージ、これ、下で作業している人と比べるとすごく大きい施設のように思うんですが、直径はどれぐらいなんですか。

長野県 直径が3m50です。

委員 上に蓋はされるんですか。

長野県 蓋はします。落ちちゃっても困るもんですから、ええ、しっかり蓋はします。

会長 よろしいですか。地下にたまった雨水というか、地下水をどうやって集めて抜くかという技術的な話になろうかと思しますので、ここら辺のことは、私ども素人ですけど、適宜お聞きしたいことがあれば……。いいですかね。委員さん、よろしいですか。地元の総代さんはじめ委員さん方、いかがでしょうか。もし仮に震度7以上で、もしかしたら崩落した場合の計算も何か先ほど説明がありましたけれども、そこら辺のことも含めて御質問あればと思っておりますけれども。

委員 渡場地区は、もう何回も県のほうもJRさんも飯田市さんも説明に来ていただいて、住民の疑問に思っている点等を聞き入れてくれてきているところであります。今、村長さんのほうからお話があったんですが、今、このところへ来て懸念になってきたのは、ダム管理の部分が、国の部分が国交省で変わりましたですよ。緊急の場合の放水状態が、今まで治水の部分しかできなかったのが、農業用水の部分とか、そういう部分も含めて事前放水ができるように改定になったと思うんですよ。平成30年の7月の豪雨のときに、松川町に渡る仮設の部奈に渡る橋が流れたんですが、あのとき私も見ていて、夜見ている、ああ、久しぶりに小渋ダムがこんなに放水したなっていうのを感じていたんですよ、あのときに。ああ、すごい量だなあっていうふうに。あのときは、三峰川のほうもあったけど、調整はいつも小渋ダムと三峰川のほうの美和ダムとはすごく連携してやっているの、片方がたくさんすると片方で減らしているなっていうのは、もうすごく分かるんですが、小渋ダムがすごいなと思ったときに、あのときに部奈に渡る橋が流れて、あのときにかなり小渋川も削れたんですよ。今使っている仮設の道路についてもどの程度削れたかっていうのはちょっと分かんないんですが、もし放水が、あれ以上になる可能性があるっていうことだから、そういうふうになったときに渡場地区の部分の、あそこの今使い出している仮設の道路にしてもそうだけど、大林建材のちょっと上の堰堤の上のところが一番浅いと思うんですよ。

ね。川幅もちょっと広い部分もあるけど、あそこは多分、高さ的には1mか1m50ぐらいしかないと思うんですよね。それから見たときに、たくさん小渋ダムが放水するってことが、今までに多分皆さん誰も想定になかったと思うんですよね。それに対する小渋川の護岸工事っていうのが、大林建材の手前、渡場のところまでしかできていなくて、その上はない状況ですよね。だから、そういうところがちょっと心配かなあっていう。今も小渋ダム、通常は下の2口のところからの放流しかないんですけど、全開放流になったときに、護岸の部分をそれに合わせてめちゃくちゃ丈夫にしろとまでは言えんけど、今のようなただの土でこういうふうにしたような状態じゃない形に、これは国がやることかしらん、国交省がやることかしんないけど、まだこの先10年ぐらいは続くと見ると、国交省のほうへ要望を上げていただきたいかなあと思うんですよね。渡場地区の部分の底盤かさ上げ工事は、多分、今、松川町のほうから始まってくるので、7～8年たつと始まってきて、小渋ダム、小渋川のところへ来るのは8年か9年かなあと思うんですが、それから、上部、かなりでかいですけども、もう少し上部部分を造って水の流れをスムーズにできるようにお願いしたいかなあと思います。流れの部分については以上です。

会長 今の話は、管理をしている国土交通省であり、天竜川ダム統管理事務所、それから河川になってくると天竜川上流河川事務所になりますか、の話になってくるかと思えますので、これについては、私ども、言っておりますとおり、毎年、両省というか、施設の皆さんとは協議をしておりますので、そのときに要望等は出してまいりたいというふうには思っております。

それから、今お話のあった件でありますけれども、半の沢のところに2つのトンネルを開けたんですけど、そのときに、去年、おとしだと思えますが、かなりの雨が降って放流をいたしました。それで、護岸が洗掘をされましたので、これは国のほうで緊急にお金を取って、たしか1億8,000万円だったと思いましたが、それで直しております。そういうことを、国はお金が潤沢というか、きっちりすぐやりますので、これは、私どももきちんとお願いをしていきたいというふうには思っております。

それから、ちょっと私のほうから、すみません。今、課長から説明をいただいたんですが、最後の11ページのところです。この1回目の検証時期については、検討委員会が提案している道路供用後10年が目途と考えているということで、これで10年たって何もなかったんだよ、ほいじゃデータと施設は、今まで蓄積したデータと施設はJR東海さんのほうから全部、長野県さんお願いよではないという話をさせていただいたんですけど、いずれにしても検討委員会での考え方ということになるわけでありまして、前も、いろんな方の説明では、10年ではなかなか、今の施設、すぐ詰まるってことは——詰まるといいますか、そういうことはないんじゃないかと、もし仮に地下水位がどうも目詰まりを起こしているらしくて、非常に地下水のっていうか、水

の抜けが悪くなっているというふうなことが仮にあったとしたら、これはどんな対策を立てていかれるお考えなのか、ちょっと長野県さんのほうでお答えできればと思いますけれども。

長野県　まず、施設が完成した後、当然、適切に施設を管理するっていうのがまず第一かと思っております。

あと、先ほど御説明したとおり、各種の観測データの蓄積ですとか、それらのデータと施設との相関ですとか、そういったものをしっかり検証する必要があるかなと思っております。その検証の結果、場合によってはちょっと対策が足りない、例えば集水効果、集水井戸への集水効果が足りないという話があれば、当然、追加の排水溝のボーリング、横ボーリングを掘ったりとか、そういったものをこの検証の中でしっかり検討した上で、必要な対策を講じていくということでございます。ちょっと自然が相手なものですから、ちょっとこういった形の観測データですとか、こういった施設の挙動があるかっていうのをこれからしっかり検証していきたいというふうに考えております。いずれにしろ、ですので、ちょっと具体的な例としますと、そんな追加のボーリングですとか、そういったものが想定されるかなというふうには考えておりますけれども、検証委員会の中でしっかりその辺は検証して、必要な対策を取っていくということで考えております。

会長　ありがとうございました。それ以外ないのかなという、それ以上のことを聞いても、まあ、ちょっと無理だよねという気もしますけれども、この際っていうか、やっぱり一番大事なところですので、委員さんの中で御質問あればお出しをいただければと思いますけれども。

委員　よろしく申し上げます。最近、各地区で地震が多発しておるっていうのが全国的に言われておる、あるんですけども、ちょっと一番心配なのが、9ページの地震に備えてという部分の中で、先ほどからも村長からも話がありましたけど、震度7相当に耐え得る構造となっておりますということでありますが、この震度7に耐え得る設計っていうの、こういうこと、この設計内容についてはこういうことがあるから一応震度7には耐えられるよっていう一番の、その、何ていうんですかね、売りっていうんじゃないけれども、内容、設計内容の具体的な部分っていうのを、もしお分かりになったら、こういうことをやっているから震度7に耐えられるんだっていう、ちょっとそんな部分、もし分かりましたらお願いをしたいと思います。

長野県　震度7相当で絶対大丈夫とは言い切れないんです。っていうか、災害ですんで、当然これから想定を超えるような地震というのは当然考えられるかと思っておりますけれども、

ただ、設計の考え方としては、現在想定し得る事態、例えば東日本の大震災ですとか、あと今ある最新の基準ですとか計算手法を用いて計算するしかないかなというふうに考えております。それが、最近におきましては、東日本大震災につきましては記憶に新しい災害でございますので、それらの地震度ですとか、そういったものは当然設計のほうに反映されているものでございます。ただ、これから、やっぱり想定を超えるもの、何しろ自然が相手なものですから、絶対大丈夫というものはちょっと難しいかなと思っていますけれど、一応、今、これまでに我が国で経験した、世界的にも経験したような事態っていうものは、当然設計のほうに反映していくというふうに考えております。ちょっとすみません。分かりにくい説明かもしれませんが、いずれにしろ、ちょっと、そういった形の考え方で設計のほうは進めております。

委員 分からね一なえ？

会長 専門的な話になってくるので……

委員 数字っていうんじゃなくて、その固め方とか、いわゆる土の固め方をうんと強度にするとか、そういう部分で、その計算式っていうのは、やっぱり僕らもよく分からないけれども、一番その中で、計算式の中で一番重要視するのはどういう点なのか、その圧縮度合いなのか、そういう部分で、もし内容が分かればお願いしたい。

長野県 今御説明したように、設計上の話と、あと、今御意見ありました施工上の話も当然あるかと思うんです。締め固め方ですとか、当然、それは試験をしながら、しっかり固さですとか強さっていうのは確認しながら施工していきますので、それについては基準、施工の基準はございますので、それにのっとってやっていくということでございます。それにつきましても、当然、施工者、JR東海さんに任せっ切りというわけじゃなくって、施工段階から県のほうでしっかり関与いたしまして、その辺の施工管理についてもJR東海さんと一緒になってしっかり管理していきたいというふうに考えております。

会長 一応、このものについては、砂防の専門の先生方がいらっしゃいまして、これでもって、どういう状態でどうだっていう、先ほど課長が言われた今ある考えられる設計の、何ていいますか、力学的にいったらモーメントっていうんですか、よく分かりませんが、そういうものを全部計算した上で、このぐらいになったら滑らないとか動かないという、そういうような手法で恐らくやっているんじゃないかなと思いますので、この話については、砂防委員会の先生方も、まあ、これでいいだろうというお話だったと思います。

あと、やっぱり10年後の、今回見ていただいたと思うんですけど、10年をしたら、もう管理を、あたかもっていうか、JR東海さんから長野県さんが全部受けますよということではないよということでもありますので、ひとつそこんところをきちんと我々は見えていかなきゃいかなのかなとは思っております。

あとは、いかがでしょうか。それでは、これについては、何回も説明をいただいた中で、また1つ前進したかなというふうに私は思っておりますので、5までやって、全体の中でまた御質問を受けたいと思っております。

(5) 発生土運搬について

会長 それでは、今日のもう一つの大きなお話であります発生土運搬についてを議題としたしたいと思います。先に飯田市さんから説明をお願いいたします。

飯田市 どうも、こんばんは。中川村さん、また地元の渡場住民の皆様には、御理解と御協力いただきまして5月の連休明けから土砂運搬のほうを開始させていただいております。誠に感謝申し上げます。それでは、ちょっと本日、飯田市のほうでお願いに参りましたのは、その土砂運搬のちょっと期間の延長ということでお願いに参りました。お手元にA4版のカラー刷りの資料を御用意してございますので、そちらのほうを御覧いただきたいと思っております。着座にて失礼いたします。

資料のちょっと下段を御覧いただきたいと思っております。本日のお願いの運搬時期の変更ということで、昨年12月のこの協議会のほうにお願いに参ったときには、令和2年の3月から9月までの間ということでお願いを申し上げさせていただきました。その後、2回ほど渡場地区のほうで説明のほうをさせていただきまして、実際、5月の11日から運搬を開始させていただいております。それで、実際に、理由のところにも記載してございますように、小渋川の河川内道路の供用開始後の運搬の開始になったということで、当初の予定よりも2カ月半遅れての運搬開始、また、土砂の比重が当初の想定より重くて、1台のダンプに積める量ってというのが当初の想定よりも少なく、ダンプの台数が増えているというような状況になっております。また、通勤時間帯等に配慮した運搬をしております、1日の運搬台数を、今、徐々に台数を増やさせていただいているというような状況でございます。このようなことを踏まえまして、令和3年1月まで飯田市の運搬時期のほうを延長させていただきたいというお願いでございます。運搬時間帯につきましては、今までの運搬と同じように朝8時30分から17時までと、1日の最大の運搬台数につきましては片道100台ということで、変更なしということをお願いをしたいと思います。

裏面をちょっと御覧いただきたいと思うんですけども、裏面のほうには、上段に飯田市の代替整備のスケジュールということで記載させていただいております。当初は3月から9月まで、その下段に青色で表記しておりますけれども、5月から令和

3年の1月までということで、その下に運搬台数の実績と今後の予定というものを記載させていただいております。それと、一番最後のところに、飯田市で運搬しておりますダンプにはこちらのような表示をして運行を行っておりますので、万が一御迷惑をおかけした場合には、番号を御連絡いただければ早急に対応いたしますので、すみませんが御協力のほうをお願いしたいと思います。簡単ではありますが、私からは以上でございます。

会長 それでは、関連がありますので、喬木村さんのほうから、今日初めてでありますけれども、またお願いがあるようでありますので、説明をお願いいたします。

喬木村 改めまして、こんばんは。本日は、このような時間を設けていただきまして、大変ありがとうございます。喬木村は、リニア中央新幹線のルート上に村の北西部に当たる阿島の北地区を通過するということでもあります。約2キロにわたって通過をいたしますけれども、そのほとんど、9割方がいわゆる明かり区間、高架橋梁の部分になっておりまして、それに伴いまして、住宅であるとか企業のほうが移転対象になっているということでもあります。

 今回、企業の何社か移転対象になるわけでありましてけれども、そちらの企業、村の中で企業活動を始めて30年以上経過するということで、村のほうもそのような縁を大切にしたいということで、村の別の地区、伊久間地区のほうに工場団地のほうを整備して、そちらのほうへ移転してもらおうということで、今、事業のほうを進めております。その工場団地の造成土につきましてリニアの発生土のほうを活用させていただきたいということで、今回、この運搬ルートについて中川村さんのほうにお願いに参ったわけがあります。そういうことで、喬木村の事情について御理解いただいた上で、御協力いただけたらと思います。詳細につきましては、計画調整係のほうから説明をさせますので、よろしく申し上げます。

喬木村 それでは、よろしく申し上げます。喬木村からお配りしております資料に沿いまして御説明のほうをさせていただきたいと思っております。

 まず1ページ目、全体の位置図でございますけれども、喬木村は、この航空写真の中ほどに、上から下に向かって天竜川を記載させていただいております。天竜川の東側になりますけれども、豊丘村さんの南側に喬木村が位置をしております。先ほど課長の申しましたとおり、リニアルートというものを上のほうに緑色の点線で記載させていただいておりますけれども、ここのルート上に喬木村の移転企業さん2社がございまして、今回、移転先を造成させていただきたいという計画でございます。課長が申しましたけれども、役場といたしましても、なるべく操業停止を伴わずに、移転を余儀なくされております企業さんへ協力をさせていただきながら、これに必要な

る行政手続ですとか造成工事につきましては、なるべく村のほうで協力をしたいというふうにご考えておるところでございます。黄色で丸をしてございますところに移転企業2社の代替地として造成をしたいというものになってございます。

おめくりをいただきまして、2ページ目を御覧いただきたいと思っております。計画エリアを拡大したのになってございます。左手に天竜川がございまして、天竜川沿いの一団の農用地というのは見ていただけるかと思っております。こちら、エリアの選定に当たりましては、工場ですので、一団の土地が必要であるということと、大型車の出入りを伴うということで、竜東一貫道沿いに造成をさせていただきたいということで、このエリア、およそ2.3ヘクタールになりますけれども、移転企業2社の2区画に分けてまして造成をさせていただきたいという計画でございます。

3ページ目になりますけれども、こちらのエリアのほうを選定したわけなんですけれども、構造改善事業によりまして整備をされた農振農用地でございます。これまで数年、長野県さんとも協議をしましてまいりまして、農振除外の手続に入りたかったわけなんですけれども、なかなかめどが立たないということで、地域未来投資促進法という制度を活用いたしまして農振除外をさせていただいたという土地になります。これに伴いまして、下段部分に表とございますか、スケジュールを掲載させていただいておりますけれども、この制度に沿ったスケジュールで造成事業をする必要があるということございまして、令和4年度末、一番表の右側になりますけれども、4年度末には新たに建設された工場が稼働実績を出す必要があると、当然その前までには工場の建設を終えなきゃいけないということでして、今年度、令和2年度末までをめでに造成工事を終える必要があるということで、今回、中川村さんのほうにお願いに参ったというところでございます。なお、こちらのエリアの写真のとおり、現況の多くが田んぼでございます。天竜川に面してございまして地盤がよくないもんですから、工場を建設するためには強度の良い土、もしくは砂利等が必要でありますということで、大鹿村さんの発生土を御利用させていただきたいというふうにご考えております。その前段といたしまして、田んぼの耕土をすき取る必要がございます。スケジュール、造成工事の欄を見ていただきますと、11月のところ、破線で掲載させていただいておりますけれども、この11月については、造成工事の準備工ですとか土耕のすき取り等を開始するという想定でございまして、12月から3月までの実線で記載をしておりますところが大鹿村さんの発生土の運搬をしたいというスケジュールになってございます。表の下段にちょっと記載させていただいておりますけれども、予定でおよそ半年先の事業になりますので、関係機関との協議を今順次させていただいておりますけれども、協議によりましてスケジュール等変更になる場合がございますということで、御了承をいただければと思っております。

続いて4ページ目になります。盛土の搬入スケジュールでございますが、運搬の時期につきましては、先ほど申しましたとおり12月から年度末の3月までを予定させて

いただきたいというお願いでございます。月曜日から土曜日及び祝日でございます、日曜日、年末年始等の長期休暇につきましては運搬を休止いたします。また、地元さんのほうで行事等が開催される場合については運搬時間について調整をさせていただければと思っております。こちらの運搬時期の条件につきましては、飯田市さんと同様の同じ条件というふうで認識をしておりますので、お願いいたします。運搬の時間帯ですけれども、喬木村から大鹿村さんまでの全体の運搬時間として朝8時から夕方の5時まで、17時までという予定でございます、中川村さんを通させていただきたい時間帯につきましては8時半から夕方5時までということで、こちらも飯田市さんが現在運搬をさせていただいている条件と同じ条件でお願いをしたいなというものでございます。運搬土量でございますが、およそ3万5,000 リューベを予定してございます。運搬の台数ですけれども、最大1日、片道150台ということで、こちら、3万5,000立米を先ほど御説明しましたスケジュール内で運搬する場合に必要な台数というところで、現在、飯田市さんの最大100台というところからプラス50台というようなことになってしまうんですけれども、お願いをしたいというものでございます。

続いて5ページになりますが、先ほど飯田市さんの資料にも出てまいりましたけれども、青いラインが飯田市さん、赤いラインが喬木村の運搬のスケジュールになってございます。青い点線と赤い点線の部分につきましては、飯田市さんと喬木村の運搬がかぶる時期になってございます。左下の棒グラフを見ていただきますと、青い棒グラフ、飯田市さんでございまして、12月1月と台数を減らしていく間、喬木村のほうで台数を増やさせていただいて、徐々に台数を増やす中で、最終的に150台の運搬をさせていただきたいというお願いになってございます。

おめくりをいただきまして、6ページになります。盛土の搬入ルートでございますが、こちらも、現在、飯田市さんのほうで運搬をされておりますルートと同じでございます。小渋川の河川につきましては河川内道路を利用させていただきまして、渡場の交差点から上新井のほうを抜けまして喬木のほうへ行くと、帰りにつきましては藤森の交差点から下りまして、渡場の交差点を通させていただきたいというルートになってございます。

最後、お問合せ先でございますけれども、こちらも飯田市さん同様になりますが、運搬車両につきましては左にありますような表示をさせていただきたいと思っております。安全運転等には十分注意をいたしますけれども、御迷惑等をおかけした場合等、お気づきのことがあれば番号を御連絡いただければと思っております。

最後にですけれども、先ほども申しました。稼働時期がまだおよそ半年先ということもございまして、この間で喬木村のほうでも詰めなければいけないこともあろうかと思っておりますし、中川村さんのほうからの御要望等もあろうかと思っておりますので、そういったものも含めて、再度スケジュールも含め固めさせていただきたいと思っております。

ので、本日御説明をさせていただいた内容がまた変更になったりですとかありましたら、再度、中川村さんの協議会のほうでも御説明をさせていただく機会があればなど思っております。私のほうからは、説明は以上になります。

会長 ありがとうございます。飯田市さんにつきましては、既に渡場地区の皆さんの議論といたしますか、地区の皆さんにも十分検討していただいて、なるべく子どもさんの通学時間帯は避けること、こういうことを中心にして時間を組んでいただいております。渡場の総代さんお見えですけど、これに加えて喬木村も新しい移転工場の基礎地盤に活用したいというお話であります。この場では、ちょっとなかなか、これをいいとか悪いとか言えませんが、御質問を受けて、いずれにしても渡場の地区の皆さんにお諮りをするというのが大前提だと思っておりますので、委員さんの中で御質問等ございましたら、ぜひお願いをしたいと思っております。

委員 お世話になります。まず最初に、先ほどの飯田市さんのほうの、この間、地区の役員会をしたときに、渡場との協定書の中に平成 23 年度以降の排ガス規制のきちんとしたダンプを使用するっていうことの中で、ちょっと古いダンプが走っているっていうことを確認したので、土砂運搬に使うんじゃなくて、違う形で使用していただきたいかなあと思います。今、5月の連休頃から、一番遠いところは、私の見ておる中では岩手とか愛知の小牧、浜松とか、結構遠くのほうからダンプが来ています。渡場の協定のとおり、ホーンはあまり鳴らさないようにとか、静かに走ってとか、そういうのは大分、県外の運転手ですが、きちんとしているかなというふうには今のところは思っております。渡場の橋のところと南向の発電所の横に看板も立てていただいておりますので、ちょっと見づらいよって意見もありましたが、それなりに、まだ台数が少ないので、今ところは、すごく迷惑になっているっていうことはないです。できれば、なるべく近場のダンプの人のほうがいいかなあっていうふうに思ったんですが、なかなかダンプの台数が集まらないと思うから、それはしょうがないかなあと思うんですけどね。地元の人だと、それなりに、やっぱり迷惑をかけちゃいかんかなあっちゃうか、そういうのは働くと思うんですけど、県外の方は、ちょっと、駄目だっということじゃないんだけど、不安が少し地区の中にもあるので。何回も練習もしているところも見ましたので、今後も安全に気をつけて運んでいただきたいというふうには。ダンプの後ろ側のほうも土砂が散らばらないようにシートをかけて、ほこりが立たないようにしてしていただいて、渡場でも交差点がカーブなので、落ちちゃいけないっていうこと。普通のダンプの衆は後ろ側にはつけていないんですよ。だけど、飯田市さんの使っているダンプは二重にそこをしているというふうで、気を遣っていただいているかなあと思います。ですので、排ガスの規制のやつは、ちょっと違うほうの工事で使うようお願いしたいかなあと思います。

それから、今度、喬木村さんのほうは喬木村さんのほうで工事をするっていうことで、まだ渡場地区の皆さん誰もこの件を聞いておりませんので、地区の役員会、それから、またいずれ住民説明会をお願いしたいかなあとと思います。スケジュール的運営と同じふうに、同じダンプの人たちがまたそっちに横滑りじゃないけど、動いてやるのかなっていう気がするんですが、また全然違う人が来るのかっていうか、そこら辺に心配な部分があるっていうか、やはり、なるべく慣れてきた人でやっていただいたほうがいいかなっていうふうに思います。地元のダンプ屋さんに聞いたら、自分の仕事もあるもんでなかなか取れん、取りたくても取れないっていうふうなことを言っていましたので、なかなか難しいのかなあっていうふうに感じています。喬木村さんの多分企業も、中川村にも働いている人もいらっしゃると思うので、企業を休むわけにはいかないの、しなくちゃっていうことも理解もしなくちゃいけない部分もあると思うんですが、やはりいろいろ懸念をする人もいますので、しっかり説明をしていただいで進めていただきたいかなあとと思います。

会長 余分といたしますか、あれなんですけれども……。はい。どうぞ。

委員 今、渡場の総代の話を知ると、私、頭にきているんですけども、飯田市さん、守らせていないじゃないですか、業者に。排ガス規制クリアしてないきやかんっていうのはさ、現場に入ること以前に、もう私らからすれば、なぜと。もう、そんなの排除してください。施工計画なら施工計画の中にちゃんとどんなダンプを使うっていうのはちゃんと明示されているはずだから、もう一回見直して、そういうダンプが入るようだったら、即、その会社はね、外してください。

お願いなんですけども、施工計画なり工事契約したのを地区の代表に渡してください。この工事は、本番の工事はどこの会社が請けて、工期はいつからいつだと。ちゃんと書くのは、何月から何月までという、まあ、ここにも工程表、大ざっぱな工程表があったけど、もう少し細かな工程表があると思うんで、そこら辺もちゃんと総代のほうへ渡しておいてください。そこら辺、かなりシビアにやってほしいです。

会長 ということのようであります。私も知らないんですけど、そういうふうにならなっているんですね。

委員 はい。

会長 はい。ありがとうございました。

委員 現場へ入れません。

会長 飯田市さん、いかがでしょうか。

飯田市 すみません。ちょっとダンプにつきましては、至急確認いたしまして、それなりの、ちょっとまた対応をさせていただきたいと思っておりますので、すみませんが、よろしくお願ひいたします。

会長 それから、喬木村の計画につきましては、ちょっとこの場で議論っていうのもなかなか難しいので、近日中に渡場地区と調整を図っていただいて、遅れることがないように、ぜひお願ひをできればと。円満な運行については、今、委員さんおっしゃったとおり、やはり法律にのっとった運行、車の運行が大前提だと思いますので、そのようにお願ひしたいと思ひます。では、一通り説明が終わりましたので……。

委員 先日、飯田市さんと喬木村さんでお話に見えたときにもお願ひをしたんですが、御承知のとおり、あそこの路線は通常でも民間の砂利運搬の車両等も多い状況ですし、特に今後、秋以降になると、いろんな国の工事だとか、県の先ほどの道路の工事もありますし、いろんな車両が通るといふことで、ぜひ、どこかで、今この工事でどのくらいの車両が動いているっていうことを、ぜひ地元にも知らせていただきたい、どこかでちょっとそういう情報を集めるところを持ってほしいというお願ひをしてあります。それができるとしたら建設事務所、道路に関連していらっしゃる飯田建さんかなあと思ひますので、ぜひ、そんな配慮をお願ひしたいと思ひます。

委員 すみません。ちょっと喬木村さんに、150台っていうふうになって、冬になると1時間ぐらい昼間の時間が楽に、少なくなって台数が多くなるっていうことで、昨年も冬場も、やっぱりニアの工事も含めて多くなるっていう傾向に、ダンプじゃなくて工事に勤める人等の車も多くなるので、夏と違って、夏はずごく、今も朝5時ごろ上がっていく人たちもいらっしやいます。その分散に気をつけているかなあというふうには思ひますが、冬になると、みんな一斉に、帰るときは一緒とか、そういうふうになる傾向もありますので、台数が多くなるのがちょっと、今からちょっと心配をちょっとしているところです。以上です。

会長 よく分かります。これが、もし仮に1,350台、まともに計画どおりいった暁にはどうなるかなあということになりますので、当面のお話、渡場の地区の皆さんもオーケーができましたら、これはぜひ御配慮いただきたいと思ひますが、飯田建さんのほうで。

長野県 貴重な御意見ありがとうございます。確かに、おっしゃるとおり、飯田市さん、そ

れから喬木村さんのダンプだけではなくて、秋以降になると、お聞きするところによりますと直轄工事のダンプも多くなるということで、我々のほうで台数の調整まではできませんけれども、情報を取りまして関係の代表の方に情報提供させていただきたいということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。それでは、今説明をいたしました（１）から（５）の協議事項の中で、ちょっとこれ言い忘れた、質問があったという方がありましたら。どうぞ。

委員 すみません。私、桑原のほうにキャンプ場を経営しておるんですが、工事のカレンダーを見させていただくと、今の飯田市さん、喬木村さんの分はないかと思うんですけど、7月の海の日、連休ありますよね。これは、今年は、ゴールデンウィークはコロナの関係で全く来なかったと思うんですけど、ゴールデンウィーク並みの状況になると思います、観光客が。それで、通常の工事をされるということに対してはちょっと心配、今の交通量の問題ですね。あと、ここ、夏休みは同様ですけど、また9月の連休ですね、3連休、このあたりもほぼ同様にゴールデンウィーク並みの観光客の状況になると思います。相変わらず、まだカーナビが小渋線を案内される方が多くて、ちょっと慣れない方もいらっしゃるし、今の本当にお話じゃないですけど、ダンプ運行する数と、ダンプに私たちも慣れなくてということになりますと、ちょっと心配かなあというのもありますので、まあ、休工日にしてくださいというのはなかなか難しいのかもしれないですけども、かなり慎重に対応していただかないと事故が起こる可能性が高くなると思います。お互いに事故を起こしたくない、楽しく来た人には事故されたくもないし、工事の方も事故を起こしたら後が大変だと思いますので、その、特に海の日4連休ですね、オリンピックがなくなりましたので、みんな動くと思います、家でテレビ見れることがなくなるので。既にそういう予約状況とか、そういうのを考えますと、かなりの状況と予想できますので。以上です。

会長 それじゃあ、飯田市さん、今の件についてお答えをお願いします。

飯田市 海の日4連休、7月の23日の木曜日から26日の日曜日までにつきましては、道路運搬のお休みをさせていただきまして、連休のほうにさせていただき予定でございます。

会長 キャンパスビレッジと四徳のキャンプ場といいますか、非常に人気が高くて、県内の方に限って解禁をしている場合もあるんですが、もう予約で満杯という状況であります。土日月なんですけど、ぜひ、そこら辺の配慮をお願いできればと思いますの

で、よろしくお願いします。

飯田市　また、それは御連絡等いただければ、配慮をした形の運行を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長　それでは、私どものほうを通じて、あれですね、どうなんだろうっていうことで、調整をまたさせていただくということでお願いしたいと思います。それでは、また元に戻りますが、(1)から(5)で、まだ御質問あるよっていう方。どうぞ。

委員　飯田建設事務所さんにお聞きしたいんですが、今現在、桑原の小渋ダムの出口が通行止めになっています。私も小渋線使わせていただくんですが、今一方通行に——それで、交通量が小渋線へ流れてくると思われるので、大分交通量が前より若干多めになってくると思うんですが、今一方通行になっている地点があるんですが、それ以外の半の沢と改良工事をいたしました西下トンネルのこっち側の狭い道路が渋滞になるおそれはありますか。今現在、飯田市さんが100台、これから100台増ということで、あそこ狭いんですね。西下トンネル、または滝沢トンネルやったときも、あそこ結構渋滞したところなんですけど、ちょっと結構、大鹿さん、ちょっと失礼なんですけど、大鹿さんも結構スピードあそこ出してきましたので、十分その辺しっかり管理していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

会長　場所、分かります？あれ、河川道路じゃなくて？

委員　河川道路じゃなくて、半の沢から小渋ダムの西下の間の細い道あるじゃないですか。あそこが一方通行になっているときは、運転していてもストレスないんですが、あそこの細いところ。この前も、西下のトンネルのときも、私、生活道路で使っているんですが、結構ちょっと渋滞しておって危ないっていうときもあるので、その辺、飯田市さんが100台増で、その間は、何か調整していただいて、十分に安全に運転できるようにしていただきたいと思いますが。大鹿線、そこだけなんですよ、今、狭いの、走っていても。結構行き違いもできないところがありますので、すいませんけれども、これから県外者が通ってきますし、十分御配慮していただきたいと思うんですが。

会長　お願いできますか。

長野県　これまで、あそこ防災工事、結構やっけていまして、片方の規制をかけていまして、そのときは当然スピード出ませんので、徐行したりとか、場合によっては止まったりっていうことで、それが、この最近、治山の工事も終わりましたので、規制が全部解除

になったのでっていうことで、現に上から下ってくる車はかなりスピードを出してくるということかと思えます。当然、幅員自体も前後に比べて狭かったり、線形もあまりよくないのでというお話かと思えます。そうですね、一応、まず飯田市さんもそうですし、喬木村さんのほうもそうですけど、今、その辺をしっかりと、まずダンプの運行をされる方にはしっかりと周知したいのと、あと道路管理者としてできるとすれば、注意看板ですとか、徐行ですとか、歩行の部分は、飛び出たところはカラ一舗装をやったりとか、部分的に注意を喚起するようなものはやっていますけれども、それ以外の看板類、そういったもので、あと区画線ですとか、そういったものでちょっと工夫できるものがないか、ちょっと考えてみたいと思います。ですので、ちょっと、そういった対策のほうも併せて検討していきたいというふうに考えています。よろしくお願ひします。

会長 まだまだあろうかとは思いますが、時間が押しておりますので、協議は以上とさせていただきます。何かありますか。

JR 東海 先ほどちょっと飯田市さんの運搬のところで御議論あった中で、私どもも今後1,350台を通させていただくときの、どのような運搬を、運行をすればよいのかということ、確認書を村さんなり渡場地区の皆様と協議させていただくんですけれども、そういった議論の中で、平成23年の排ガス規制、御要望があるっていうのは私どもも承っております。今の御発言の中にそれが法令違反じゃないかというような御発言があったんですけれども、23年以降にできた車は従わなきゃいけないんですけれども、それより古い車は、別に23年の排ガス規制に対応していないんですけれども、それが直ちに道路を走っちゃ駄目ということではありませんので、その点だけは少しちょっと、御議論の中で、ちょっと気になった点がございましたので、ちょっと申し上げさせていただきます。

委員 だから通っていいっていうのけ？

JR 東海 いや、そこだけは、法令の違反っていうのではないということだけは、ちょっと発言をさせていただこうと思えます。

委員 モラルの問題だよ……

会長 ですから、そういう車をなるべく使わないということ、ぜひJR東海さんには、これから運び出しもあれですし、飯田市さんも今現在運んでおりますので、それぞれの事業主体の責任に応じて、一番良好な状態のもので契約をして、お願ひをしないと、

こういうことだと……

JR 東海 それは承知しております。よろしくお願いいたします。

会長 お願いします。それでは、よろしいですか。以上で（５）までの協議を終えたいと思います。御苦労さまでした。ここで、ちょっと休憩を取らせていただいて、時間が押しておりますけど、９時から再開をいたします。なお、これ以降につきましては、協議会の委員のみの議論とさせていただきますので、JR東海、長野県さん、大変お疲れさまでした。また、飯田市さん、喬木村さん、またよろしくお願いいたします。それから、報道機関の皆さんは、これで退席をお願いしたいと思いますので、よろしくどうぞ。９時から再開します。

〔説明者及び報道関係 退場〕

午後８時４５分 休憩

午後８時５５分 再開

会長 それでは、若干予定した時間より早いんですけど、時間を押していますので、ちょっと早いんですけど、再開をしたいと思います。今日は、お手元に資料が行っておるかと思えますけれども、発生土の運搬に関連した協定書案、これは、御意見頂いたものを赤字で修正をして、これはJR東海と協議をしたものでございます。それから、もう一点、最後に中川村における発生土の活用の現状について申し上げますので、時間はそれほどかからないかと思えますので、なるべく簡潔に説明をいたします。

（６）発生土の運搬に関連した協定書（案）について

会長 それでは、発生土の運搬に関連した協定書案につきまして小池係長から説明をいたします。

事務局 それでは、よろしくお願いいたします。すいません。次第のほうに「協定書（案）」ということになっておりますけど「確認書（案）」でございますので、大変申し訳ございません。間違えておりました。訂正をお願いいたします。それでは、別冊のほうで、今日、後から配ったほうでございますけれども、「工専用車両の通行に関する確認書（案）に関する地元意見等について」ということで、座って説明させていただきます。（着席）説明させていただきます。この確認書案につきましては、１といたしまして、前回のリニア対策村の協議会のほうで協議をしていただきまして、修正をした後に地元説明会を実施させていただいたものでございます。地元説明会は１月１９日ということで

行っております。58名の参加で行われております。

まず、先に出された意見等ということで先に申し上げますが、書いてあるとおりでございます。先ほども触れられておりました排出ガス基準の最新の基準に適合したものを使ってほしいとか、観光面に営業がある土曜日は通行をやめてほしい、運搬時間は30分遅らせてほしい、これは初めの時間ということであります。要望取りまとめについては村が窓口になってもらいたい、あと、1,350台についてはちょっと無理があるんじゃないかということと、あと、そういった場合はシミュレーションを映像に出すようにしてほしいというような御意見がありました。静岡県での協議が難航しておるという報告もございました。今後につきましては、地元ととして意見集約をした上で村へ伝えていきたい、その上で確認書案につなげてほしいということで、渡場のほうでは、取りあえずの説明会ではこういった集約をしていただいたところでございます。

それでは、確認書案、修正したものについて御説明をさせていただきます。1ページおめくりいただきまして、6ページというところでございます。これにつきましては、前回この協議会に出させていただきます確認書案を受けまして、村で修正を行いまして、JR東海側と協議、調整をさせていただきます、1月19日の地元説明会に示した案でございます。

変更したところのみ説明させていただきますと、第1条の関係でございます。目的の関係であります、2段目の後半から「及び建設工事の円滑な施工」というところでございますけれども、これにつきましては、村のほうとしては直接関係がないのではないかという御意見でありましたので、削った後に修正案とさせていただきます。

通行ルート、第2条につきましてでございますが、これにつきましては、2行全部、修正をさせていただきます、「工事用車両が使用する道路は、国県道を基本とし、発生土の運搬車両の通行ルートは、搬出先及び運行計画が具体的になった段階でその都度甲と協議するものとする。また、国県道以外の道路を使用する必要がある場合においても、甲と別途協議するものとする。」ということで、この確認書のそもそもでありますけれども、細部にわたりまして一部始終の確認をこの時点でJRで行うことは困難であるということもありますし、また、ケース・バイ・ケースでいろいろな対応が出てくる可能性があるということもございまして、この確認書案は、そういった観点に基づきまして、概略的な確認書、確認をしておこうというような感じでいったらどうかということで、このような文面に変更させていただきます協議をしてきたところでございます。なお、細部につきましては、それぞれの事業、例えばなんです、それぞれの事業ごとに関係地区と十分な協議をしていくものということが前提となっていて、こういったことになっておりますので、その部分はよろしくお願いをしたいというふうに思います。

同じく第2条の4、第4項でございますけれども、こちら2行でございますけれども、こちら、ちょっと文面を入れ替えさせていただいて、「工事用車両の通行ルートにおいて、乙以外の事業者の車両等と通行期間が重複する場合は、甲乙協力し、必要に応じて関係機関と調整を行うものとする。」ということで文面を変えさせていただいたところでございます。

7ページのほうに行きまして、第3条第3項ということでございます。こちら2行、全部修正をさせていただいております。「乙は、交通マナーの徹底、交通事故の防止及び通行人や一般車両の安全で円滑な交通確保に資するため、工事用車両の運行管理者に対して十分な安全教育を行うものとする。」ということにさせていただいております。

その下、第4条第4項の関係であります。2行目の後段であります、「配慮するよう努める」の「よう努める」を削除させていただいております。

5項の関係につきましても、「よう努める」という部分を削除ということで、これにつきましては、JRと御協議をさせていただいた上で、前回の協議会でも御指摘があった努力義務的なものは極力なくして、義務としてまいりたいということで調整をさせていただいたところでございます。

8ページ9ページについては、変更はございません。

すみません。ちょっと元に戻りまして、3のその他の(2)ということでございます。今回も、前回のこの協議会で御意見出された点でございますけれども、竜東線の葛北交差点への横断歩道設置ということで要望がございました。2月7日の日に駒ヶ根警察署交通課と現地確認を行いました。結果的には、横断歩道設置不適位置であるというふうに判断をされたところでございます。具体的に申し上げますと、カーブの、ちょうどS字カーブの中心な所になりまして、双方から来たときに、非常にやっぱり車から歩行者自体が見えにくいところであるということです。非常に危険な所であるということは承知をした上でありますけれども、車も急には止まれないということがございますので、横断歩道をつけて、そこに車が来て、横断歩道に歩行者がいるということに気づいてブレーキを踏んだときには、後続車等への玉突き事故の原因にもなるというような判断もあるということと、あと、もう一点でありますけれども、横断歩道につきましては、これはちょっと私どもの知り得るところではなかったわけでありまして、1つの道路について前後200メートル以内に横断歩道があると、まあ、つけられないというような基準は県のほうで持っておるということでございます。あそこの位置につきましては、南のほうに行くと清水平線の出口に横断歩道が、ここ10年以内、7～8年前でありますかに新設されたところでありまして、そこの距離の兼ね合いもありますので、ちょっとこの位置では近過ぎるのかなあということで、こういった横断歩道の設置としては不相当とされたところであります。ただし、今後におきましては、道路管理者、県道でありますので伊那建設事務所になるわけで

ありますが、そちらのほうへ、いわゆる安全対策ということでしっかり求めていって、例えばカーブがあるので注意だとか、歩行者に注意だとか、歩行者があるので注意だとか、そういったものを看板とか道路標示とか、そういった方面でしていって、交通安全対策への工夫をするというようなことで要望をしていったらどうかということで、警察署からは、いわゆる助言といいますかを受けておるところでありますので、この辺は村のほうで県へ要望しながら、そういった対策を取ってまいりたいということでございますので、よろしく願いをいたします。

また、同じく渡場交差点における円滑な交通確保についてということでもあります。こちらにつきましては、同じく2月7日の日に交差点のほうを駒ヶ根警察署の交通課のほうに見ていただいて、どうしたら円滑な交通ができるかということを協議させていただきました。その駒ヶ根警察署の担当者も初めて来たところであるということなので、基本的には、調査等をしてから、どういった方法がよいのかということで考えていきたいということでございました。また、改めまして2月25日の日には駒ヶ根警察署へ村長のほうから直接出向いて要望書を提出いただきましてきたところでございます。こちらにつきましては、来年度の現場施工、交差点の改良といたしますか、信号機の改良に向けまして今年度中に調査をしてまいりたいということで、例えば、考えられるとすれば、歩車分離式の信号にするだとか、右折信号をつけるなどして円滑な交通が保てるようにしていくとか、そういったいろいろ検討の方法もあるので、ちょっと今年度中は時間をかけさせていただいて研究をさせていただきたいんだということで、いずれにしても来年度には何らかの対策を取ってまいりたいということで駒ヶ根警察署のほうから回答がありましたので、この場をお借りしまして御報告をさせていただきます。

ということで、この確認書でございますけれども、渡場地区のほうに説明をさせていただいた折に、先ほども申し上げましたように、今後、渡場地区のほうとして意見を集約した上で村へ伝えていただくということでございます。その1つとしまして、今、飯田市のほうで運搬が始まっておるわけでありまして、そういった飯田市の運搬の状況も見ながら、何が課題なのか、何が問題なのか、どうすれば解決できそうなのかということも渡場地区として考えていただいた上で、この確認書の文面に結びつけていきたいということでありますので、御承知おきをいただきたいというふうに思います。特に、運搬の時間帯につきましては、先ほどから、やはり朝7時だとか午前8時だとか8時半だとか、いろいろ出ておりますので、そういった部分も踏まえて検討課題ということになっておりますので、よろしく願いをいたします。以上、報告をさせていただきます。

会長 この間の地区から確認書案を見ていろいろ意見を出していただいたこと、これをもって文面を直してJR東海と何回か交渉いたしております。なかなか手ごわくて、

なかなか、言うとおりにやると上げ足を取られてしまうっていう、非常に、今日の発言でも、室長の発言でもあったとおりに非常に、これが先例となることを非常に慎重に考えているということもありますけど、いずれにしても、まず、この赤字で直した部分についてはJR東海も取りあえずいいでしょうということにはなっておりますけど、これが全てではないだろうということでもあります。この中で、ちょっとここどうよっていうふうなことがあったら、まずお聞きをしておきたいと思えますけれども。どうぞ。

委員 すみません。前回も言ったかと思うけど、5条の通行ルートの清掃及び損傷修繕復旧のところですが、道路掃除のことですけども、JRの車がほこりを持ち出すんじゃないかと、近くのダンプカーのほうがたくさんほこりを持ち出すのかなあっていう気はしております。このものをJRに、JRがいいって言えばいいんですけども、ちょっと気になっております。っていうのは、大鹿からは泥つきのダンプカーは多分出てきませんし、あの周辺へ行っても、自分の何回も見に行っているんですけども、持ち出してくるダンプカーがほこりをまき散らすっていう状況は見受けられません。そういう点では、ちょっと気になるなあと思っております。壊れた場合は道理管理者に報告するってなっておるもので、そこは協議するものでいいんだろうけども、清掃は、確かにスィーパーを持ってきてやれば済むことなんだけども、JRがやりますって言えばいいんだけども、気になっております。以上です。

会長 恐らくJR東海は、出口でやるという、その議論をしたかと思えますけど、それ以外はダンプかもしれない、恐らく……

委員 一番は、プラントはあそこにあるんで、そうすると、すぐ傍に砂山があるんで……

会長 あれ、あれとも言い切れませんか。

委員 いや、だもんで、可能性はそのほうが大きいと……

会長 ああ、そうですか。はい。トータルで、やはり、あれですね、あそここのところを通行するときの議論としてそのことを持ち出して、関連する皆さんも、やっぱりこれは巻き込んでいかないと、やっぱりJR東海と関連する飯田市だ、喬木だってなるかもしれないんだけど、これだけではね、やっぱり解決できないと思いますので、これは、今の御意見は、これからどうやっていくのかっていう上での参考にさせていただくちゅうことだと……

委員 全体を取ると大鹿砂利運搬組合があるもので、そんなような名前なものが、その全体で取り組むことのほうがベターかなあと思いました。

委員 いいですか。

会長 はい。どうぞ。

委員 小洪線の業者の協議会があるっていうことを1回この席で聞いたことがあるんですが、そこをうまく、ちょっと言葉はうまく出てこないけど、取り入れるっていうのも変ですけど、何かそんな方法は取れないんでしょうかね？

会長 そのとおりだと思います。今、言われたのは、そのことだと思いますけど、何ていう協議会だったっけ？小洪砂利運搬……。

委員 安全協議会。

委員 ああ、安全協議会だ。

会長 だそうであります。

委員 あれは砂利組合側のやつでつくっておまして、それにもJRさんのほうへ……

委員 入っとるら？

委員 参加してくださいっていうことにしてあります。ただ、さっきもちょっと言いましたけど、それ以外のね、国の事業だとか、県の事業だとか、ほかの皆さんはそこには入らないので、そこをちょっと、ぜひ、調整——調整というか、取りまとめをして、その皆さんで、もし何か問題があったらね、やっていただきたいっちゅうことをさっきちょっと申し上げたんです。

委員 砂利組合の皆さんは、多いか少ないかっていうのは委員さんの意見もあると思うんですが、一応お盆と暮れには掃除をしています。それ以上はやっているかは、まあ、落としたときにはやっているけど、私が見ている範囲で一番まき散らすのは小洪ダムの堆積の土砂です。あれが、やっぱ木から何からいろいろ入っているから、ほこりが出やすいですよ、砂利じゃないから。だから、あれが一番、協議会には入っていないし、国の事業だから。だから、そういうところが、今、村長さんが言われたとおり、

違う、入らないところですよ。入っている人たちも完璧とは言えないけど、やっぱり気にしているんですよ。やっぱり入っていない部署のダンプですよ。そこが一番問題っていうか、かなって感じ……。

事務局　この確認書の6ページの第2条の4のところ、赤字で修正してありますが、「工事用車両の通行ルートにおいて、乙以外の事業者の車両等と通行期間が重複する場合は、甲乙協力し、必要に応じて関係機関と調整を行う」と、こういう1項を入れてありますので、その辺でちょっと調整をしていただくことかと……。

会長　甲は中川村でありますので、きちんと申し入れろと、こういうことをここで縛っておるということで御理解いただければと思います。ほかにございますでしょうか。

委員　すごく細かいところに関係ないっていうのは、私も打合せの中で……。今回も喬木村さんの運搬のことは想定外だったので、常に想定外の工事が入ってくると思うんですよ。だから、全てを1つの契約にできない。その都度問題が出てくるっていうことが出てくるので、今後、本格的に運搬が始まったときには、すごいもっと大きいトラックが入っちゃうとか、いろんなことが想定されてくるから、これはあくまでも本当の基の部分だけであって、やっぱりその都度説明会を開いていくのが一番ベターだと。だから、渡場、私、渡場だけど、もっとしっかりいろいろつくれとかっていう人もいるんですが、つくって、じゃあそのたんび条例を変えていくのかっていうのはちょっと違うかなあとあって、それは大きい基盤の中にあって、その都度こういうふうに出てきますので、工事の問題が、その都度協議していくのが一番いいんだと思うんですよ。それで、そのたんび協定書とか確認書を直すのかって難しいと思うんですよ。その都度やっぱり協議して、どうにしてほしいって要望を上げていくほうが、ちょっと大ざっぱでまずいじゃねえかっていうことじゃなくて、そこを認識しておれば一番住民も理解できるのかなあと。住民も、どんなことが問題として出てくるか、まだ分かんないっていうのが現実の中です。

会長　御意見ありがとうございます。JR東海と基本協定はきっちり抑えておいて、あと、必要があったら、そこに条項を加えていく、こういう形をしていきたいと思っておりますので、今の御意見を承った上で修正もあり得るというスタンスで……はい。

委員　条項で変わるんじゃなくて、それとは別にね、覚書っちゅうのを取り交わしたらいいんですよ、その都度ね。そうすれば、基はそのまんまで、その個別のやつについては覚書を取り交わすといったほうが、より具体的に短期間での覚書だよって言っているとかなあ。それをそのたんび確認しようなんて、えらい。

委員 えらいと思う。こんな……

会長 覚書でっていうのは前回も出ましたね。

委員 そう。はい。すみません。

会長 これにつきましては、だんだん姿が見えてきますから、なるべく早く、もう向こう出てくるのは、確かにJR東海じゃないけど出ていますので、発生土を使っていますから、なるべく早く結びながらきちんとしていきたいと思っております。渡場地区の皆さんにもこのことは説明しなきゃいけませんので、改めて渡場へ行ったときに、また御意見を承ってくるというスタンスで臨みたいと思っております。よろしいですか。

委員 はい。

会長 じゃあ、今のところこういうふうにJR東海とは、御意見を頂いた中で……。もう一つ、はい。

委員 ちょっと別のっていうか、今ここにあったので、ちょっと、私ちょっと部外の部分だけど、葛北のところの交差点の件なんですけど、私がちょうど東小のPTAのときに交通事故があって、飛ばされて、あそこの柏原の下平線へ出てきたところに横断歩道を設置してもらったんですよ、緊急に。要望とすれば、やっぱり葛北の交差点のところのほうが利用頻度もすごく高いんですけど、あそこはちょっと危険かなあと思うんですが、あのときも200メートル、1か所つくるときに200メートルつつう制限があるっていうことは私も知っていたんですが、そのときに、もうちょっと譲って、村が、あの東側のほうに歩道をもっと菅沼さんの辺まで上げてきて、横断歩道をもうちょっと上のほうに移せば、あの交差点のところだとちょっと警察も駄目って言うけど、区民会館の辺か、あれよりちょっとの辺に移せば、その200メートルの問題はクリアできるかなっていう。歩道が両側になっちゃうけど、あの区間だけ。まあ、地権者もあって、葛北の皆さんが何て言われるかあれなんですけど、使うのは柏原の上の段の小学生とか、渡場は今ちょうど小学生いないので、あそこの上、通らないんですが、将来、子どもができればあそこを通る可能性もあるので、竜東線の東側にも歩道をつけて横断歩道の位置をずらすっていう手が、対策としてですよ、あるかなって。今すぐっていうことでなくて。

会長 歩道をつくって……

幹事 県道だから……

会長 そうなんだけど……

委員 要望は要望として……

委員 そうですね。対策としては、それしかないのかなっていう……。たまたま、今、渡場の人が上の段にいないものであそこは通らないけど、通ると、子どもが行って渡るっていうことになると、やっぱり危険があるので、歩道ができれば、もうちょっと上のほうに横断歩道に移しても、そこで渡れるかなあと思うんですよ。

委員 あの場所の横断歩道の要望は、ずっと何年もお願いしてきてるところだったんですけども、今言うように、斜めのカーブのところの横断歩道は危険度も高くなるのでつけられないという、それは了解しました。ですが、200メートル以内には設置できないっていう、私、物を知らんやつがしゃっべておると思って聞いてもらえばいいんだけど、200メートル以内には設定できないっていうのは、それは基本ではあるものの、例外っていう言葉もありますんで、200メートル以下につけちゃ絶対にいけないんだっつう、そういう法律は改正もできるし、決まりは変えることもできると思うんで、何とか……

委員 そこがネックなんじゃねえ？

委員 そう。カーブでなくて、直線の部分でつけられる……。

委員 200メートルも問題だけど、S字カーブで来ているところっていうほうが問題なんじゃないですか？どっちが大きいかって、俺、根本的にはS字カーブだもんで……

委員 S字カーブのほうが問題だと思います。危険だというんだったら、もっとスピードを落とすような対策も取ってもらったりして……

委員 スピードを落とせとか、そういう部分でね。

委員 やっぱり歩行者が横断するに当たって安全に渡れるような工夫をしてもらいたいと思います。

委員　　いいですか。ついでに言わせてもらえば、あそこに区民会館があり、葛北の公会堂があって、道の反対側にまだ集落があるわけですよ。飲み会がありや歩いてくるんだよね、みんな。危険だから渡っちゃいけないのかっつうことですよ。車優先の考え方で事をやられるっつうのは、いかがなものかと思うんですけどね。年寄りも増えてきているもので、どうしても区民会館へ行くとか公会堂へ行くっつって、道を東側の衆は渡らんきゃいけないじゃんか、そういうことも考えてもらわんと。けんもほろろの回答だね、警察署の回答は。それで、俺、いつも疑問に思うんだけど、下平線のところまで道を造ったときに街灯をつけたんだよね、上へ。人が渡るから外灯をつけたんでしょう？そしたら、街灯のねえ所へ歩道を造るっつう、その考え方がよく分からない。ちぐはぐ行政だと思うんですよ、全てにおいて。それで、交差点でも、横断歩道のないところを渡っていてはねられりや、渡った人にも過失があるっていうことになっちゃうんじゃないですか。だから、おかしいと思うんだよね、警察の考え方は。もっとしっかりねじ込んでもらいたいなあと思います。

会長　　一番は、確かに、言われたとおり、S字のところの見通しが悪いところの下りカーブのところ駄目だったら、今、話が出ている、もう少し、今、事故が起きてできた横断歩道を動かして、歩道をつけてもらって、下をなくしてっていうことも方法としてはあるかもしれないので、また、これは粘り強くしっかりとっております。ただ、これから発生土運搬、もしかしたら北へも行くかもしれませんから、そのことはやっぱり考えていかないとだと思っております。

それでは、いろいろあろうかと思っておりますけど、もし気がつかれたら後でこちらへ御意見を寄せていただくということで、一応これはここで閉じさせていただきます。

(7) 中川村における発生土の活用について

会長　　それでは、最後になりますけど、これは報告ということでお聞きをしてください。中川村における発生土の活用についてでございます。もう御存じかと思っておりますけれども、1つは、天竜川の左岸の堤防改修が行われます。中川橋を渡った左岸ですから、前後、旧飯田鉄建の上の漁業池から、最終的には渡場、渡場をもう少し行って、小洪川のある程度の距離のあたりまで護岸を整備し直すという計画がもう発表されております。当面、今年の秋口までに、いわゆる北島というところ、漁業池から北島の部分については買収をしますよというふうにはっきり言われておりますので、これに併せて、私どもとしましたら、JR東海にはっきり申し出をいたしました。地権者の皆さんが、この際、真ん中に道路が走っていますから、圃場がちっちゃくなってしまうので耕作しにくいんだけど何とかならんのかいってというお話がありましたので、ちょっとこれをJR東海に言って、ここんところに例えば発生土を活用できんのかねということ、これは長野県にも言ってありますから、長野県さんも承知をしております。

そういうことを申し出ておきましたので、いよいよ地権者の皆さんと、実際、JR東海にも言った限りは、いろいろ測量したり、突っ込んだ、地権者の皆さんと話をまとめて行ったり、どういう要望があるのかっていうのをまずまとめていただくこと、これが大事になりますので、1つは、そういう段階にあるということを御承知おきいただきたい。それと、もう一つは小和田地区であります。小和田地区につきましては、今年の春までであります、地形の測量と地質調査を済ませております。これはJR東海の責任で全部やってありまして、その結果についてまだ報告をしていませんでしたので、もう、これは分かっているのかね？来週、地元の地権者組合のほうに話に行くということになっています。ちょっといろいろ、コロナ騒ぎとかいろいろありまして遅れておりましたが、そういうことであります。この2つのものを、当面、中川村としては、発生土活用、これ、非常に現実的な話かと思っておりますので、やるについては、第三者機関といいますか、そういったところにきちんと入っていただいて進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。この件については、よろしいですか。

委員　　ちょっと補足させていただきますが、今のことは、最初の冒頭にも申し上げたとおり、これは決定事項ではありません。あくまで地元と協議をして、協議の結果、最終的にどうなるかは分かりませんが、そういうことで、ちょっと地元と協議をするということで、協議会では承知をしておっていただきたいと。

会長　　それでは、どうしてもこれはっていうことがありましたらお聞きをしたいと思えますけれども。——特にないかと思えます。

　　ちょっと司会がきちんと集中的にお話を進められなくて時間が伸びてしまったことをおわびしたいと思います。それでは、協議を閉じまして、事務局にお返しをいたします。

5 その他

事務局　　それでは、閉会の前に次回の協議会についてでありますけれども、課題として、今、話のありました発生土運搬に関する確認書の件と、半の沢の、いかに結論を出すといえますか、結論に向かっていくかという点があろうかというふうに思いますが、いずれにしても、渡場地区を中心とする地元への説明と協議がないことには手続取れない、取らないということかというふうに思えます。それについては、今、渡場地区では発生土運搬について意見をまとめていただいているというところがございまして、コロナの状況にもよりますが、これまでおおむね3カ月ごとに開催をしてきたという経過がありますので、その時点でどういう進展が見られるか分かりませんが、取りあえずのめどとしては、9月の議会の後ぐらいを1つのめどとして開催をするつも

りでしたらどうかというふうに思っております。何も全く事態の進展がない状況では開催しても難しいかなと思いますが、いずれにしろ何らかの動きはあろうかというふうに思いますので、そんなくらいでいかがでございましょうか。よろしければ、ちょっとまだ、具体的な日はまだちょっと決められませんけれども、事務局としてはそんなくらいの心づもりでおりたいというふうに思っておりますので、お願いをいたします。

長時間になりましたけれども、以上で終わりにしたいと思います。閉会については中塚副会長にお願いします。

6 閉会

副会長 今晚は長時間にわたって多くの議題につきまして慎重に協議いただきまして、大変御苦労さまでした。以上をもちまして第21回の中川村リニア対策協議会を閉会といたします。大変御苦労さまでした。

以上